

# VICSについてのお問い合わせ

VICSの車載機の動作，その他に関するもの  
VICSのサービスエリアに関するもの  
その他，上記に類するもの

これらのお問い合わせは，お買い上げいただいた販売店またはお近くの「お客様ご相談窓口」（別紙参照）にお問い合わせください。

VICSの概念，計画，または表示された情報内容に関することは，  
(財) VICSセンターへお問い合わせください。

(但し，地図表示型の表示内容は除く)

## (財) VICSセンター (東京センター)

電話受付 9:30~17:45 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

番号 03-3592-2033

06-6209-2033

FAX受付 24時間

FAX番号 03-3592-5494

## VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報（渋滞や混雑の矢印など）を地図上に表示するためあらかじめ地図ディスクに情報提供用の単位（以下，VICSリンクと称します）を設定しています。道路形状や交通施設の変化にともない，より正確な情報提供をするため，必要に応じ毎年，VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合，該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが，それ以降は，情報提供が打ち切られることになっております。

このため，VICSによる道路交通情報（渋滞や混雑の矢印など）の表示は「本製品」発売後，3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。より正確に情報を表示するためには，最新の年度更新版地図ディスク（別売）をご使用いただきますようお願い申し上げます。

(本製品に付属の地図ディスクは2000年2月版です)

## VICS情報有料放送サービス契約約款

### 第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下『当センター』といいます。）は，放送法（昭和25年法律第132号）第52条の4の規定に基づき，このVICS情報有料放送サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め，これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは，この約款を変更することがあります。この場合には，サービスの提供条件は，変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては，次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) VICSサービス

当センターが自動車を利用中の加入者のために，FM多重放送局から送信する，道路交通情報の有料サービス

(2) VICSサービス契約

当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約

(3) 加入者

当センターとVICSサービス契約を締結した者

(4) VICSデスクランブラー

FM多重放送局からのスクランブル化（攪乱）された電波を解読し，放送番組の視聴を可能とするための機器

### 第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには，次の種類があります。

(1) 文字表示型サービス

文字により道路交通情報を表示する形態のサービス

(2) 簡易図形表示型サービス

簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス

(3) 地図重畳型サービス

車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは，原則として一週間に概ね120時間以上のサービスを提供します。

### 第3章 契 約

(契約の単位)

第6条 当センターは，VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICSサービスの提供区域は，別表1のとおりとします。

ただし，そのサービス提供区域であっても，電波の伝わりにくいところでは，VICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICSサービスは，VICS対応FM受信機（VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機）を購入したことにより，契約の申し込み及び承諾がなされたものとみなし，以後加入者は，継続的にサービスの提供を受けることができます。

(VICSサービスの種類の変更)

第9条 加入者は，VICSサービスの種類に対応したVICS対応FM受信機を購入することにより，第4条に示すVICSサービスの種類の変更を行うことができます。